

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年 1月30日

奈良県知事
山下 真 殿

奈良県高市郡明日香村島庄5番地
明日香村商工会 会長 島田昌則

奈良県高市郡明日香村橘21番地
明日香村 村長 森川裕一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：下田 正寿

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

○洪水害

明日香村域の集落は、飛鳥川や高取川等に開析された平地部（氾濫平野）に形成されており、河川沿川は一様に浸水の可能性がある。なお、洪水時の破堤箇所は、一般的には河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であるといわれており、このような地点では特に注意が必要となる。また、村内商工業者も該当地点に点在している。

○土砂災害

明日香村には、県の調査によれば土石流危険渓流が 31 渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流が 28 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が 91 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面が 57 箇所、地すべり危険箇所が 1 箇所分布している。該当地点にはわずかながら、村内商工業者が点在している。

○地震

明日香村周辺では、奈良盆地東縁断層帯（京都盆地-奈良盆地断層帯）、中央構造線断層帯（紀伊半島断層帯）、千股断層、名張断層をはじめ多くの活断層帯が確認されている。

直下型地震による被害想定調査結果では、比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる 8 つの活断層（内陸型地震）による地震被害を予測している。これらの地震が発生した場合、明日香村での被害予測は以下のようになっている。

・想定される震度

明日香村で想定される震度は、奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合が最も大きく、一部震度 7、大半が震度 6 強となると予想されている。

○感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

※本申請の参考、指針となる計画及び資料は次の通りである。

・明日香村地域防災計画

https://asukamura.jp/bousai/imgs/bousaikeikaku_kihon.pdf

・明日香村洪水ハザードマップ

<https://asukamura.jp/bousai/imgs/hazardmap.pdf>

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 261 人
- ・小規模事業者数 237 人 ※令和3年経済センサスより

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業者の立地状況等）
商工業者	建設・製造業	66	62	村内に広く分散している
	卸売・小売業	46	37	村内に広く分散している
	飲食サービス業	31	23	村内に広く分散している
	その他	118	115	村内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・防災に関する計画・マニュアルの策定及び訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの作成
- ・災害時応援協定の締結
- ・明日香村新型コロナウイルス感染対策各施策の告知と実行

2) 当会の取組

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画策定の為のセミナー開催
- ・専門家による個社への事業継続力強化計画の策定支援相談
- ・東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険会社、奈良県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・サイバーセキュリティに関する対策セミナー、及び個別事業者への巡回相談の実施
- ・明日香村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・新型コロナウイルス感染症への対応、及び施策についての周知

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・地域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・地域の自然災害等のリスクについて当会、及び明日香村関係部署との間で十分な議論が出来ていない。
- ・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等の人員が不十分であり、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや巡回ヒアリング等で把握する。
- ・明日香村総務財政課、明日香産業課長、及び当会で年2回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の人員不足については、三井住友海上あいおい生命保険、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・自然災害発及び感染症の発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築し、事業者に関わるすべての人命を最優先として、安全と生活を守る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染症発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者の経営を維持（事業継続）するとともに、その顧客、取引先などサプライチェーン全体への影響を軽減させる。
- ・事業者への支援においては、村内小規模事業者事業の事業継続力強化計画の策定状況が10%程度と低いことから、事業継続力強化計画の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険への加入などリスクファイナンスの取組を促進する。
- ・地域社会の安全に貢献する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

具体的には、以下の目標を設定して取り組んでいく事とする。

- ① 年10者に対して、事業者BCP等の策定・見直し支援を行う。
- ② 村内全体の事業継続力強化計画の策定率を30%以上とする。
- ③ 損害保険加入の取組を200者以上に対して行う。
- ④ 上記目標達成の為、年2回のセミナー、及び年3回以上の個別相談会を実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と明日香村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、明日香村等の連携し村内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。
- ・多発する自然災害や事故、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守る為の事業継続力強化を支援する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回や窓口相談時に、ハザードマップや全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報誌や村広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済・損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済・損害保険の紹介等を実施する。

3) フォローアップ

- ・明日香村が実施する防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進する為、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上事業紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業継続力強化計画の策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(事業継続力強化計画セミナー 目標開催数と策定事業所数)

事業継続力強化セミナー	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
開催数	2	2	3	3	3
策定事業所数	5	8	8	10	10

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・商工会広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

5) 関係団体等との連携

- ・当会が属する奈良県商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災株式会社・三井住友海上あいおい生命保険株式会社、及び奈良県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや、共済・損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施。また、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会も実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の近畿本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を推進する。

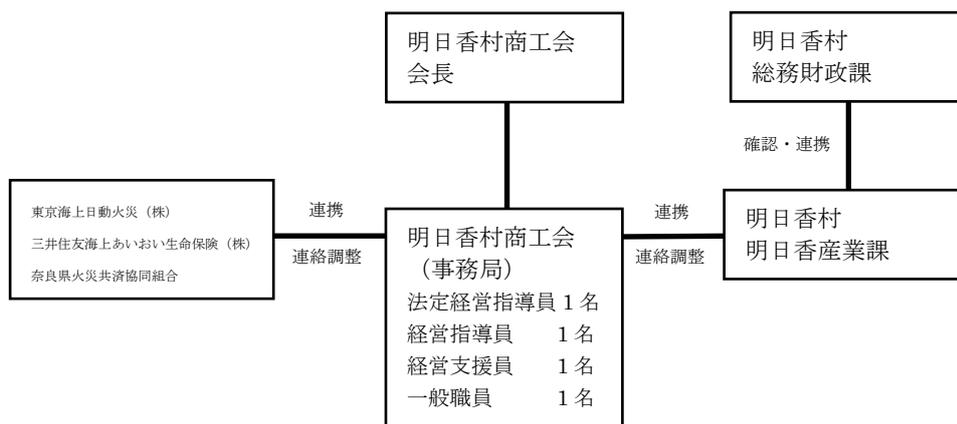
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 奈良県及び明日香村とのR 年 軽体制

- ・ 当会、明日香村総務財政課・明日香産業課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 村内全域を対象として、法定経営指導員1名、経営指導員1名、経営支援員1名、一般職員1名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに担当職員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ 保険加入促進については、連携協定を結んでいる三井住友海上あいおい生命株式会社の専門家1名 奈良県商工会連合会の専門家によるセミナー、及び個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員1名、経営支援員1名、一般職員1名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と明日香村の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなどに適宜 専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 下田 正寿（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

法定経営指導員 下田正寿は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

明日香村商工会

〒634-0112 奈良県高市郡明日香村島庄5番地

TEL： 0744-54-2068 / FAX：0744-54-4570

E-mail： asuka@kcn.jp

②関係市町村

明日香村役場 明日香産業課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字橋21番地

TEL： 0744-54-2001 / FAX：0744-54-2440

E-mail： a-sangyo@tobutori-asuka.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	2,000	2,000	2,000	2,500	2,500
・専門家派遣費	840	840	840	1,100	1,100
・セミナー開催費	330	330	330	500	500
・パンフ及びチラシ制作費	330	330	330	400	400
・防災、感染症対策費	300	300	300	300	300
・協議会運営費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、明日香村補助金、伴走型補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明 東京都千代田区大手町2丁目6番4号</p> <p>三井住友海上あいおい生命株式会社 代表取締役 新納 啓介 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号</p> <p>奈良県火災共済協同組合 理事長 中谷 守孝 奈良県奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館4階</p> <p>奈良県商工会連合会 会長 中谷 守孝 奈良県奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館4階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>1) 村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・連携事業者等によるセミナー開催や個別相談等を通じて、村内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。・連携事業者と共同で、多発する自然災害や事故、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守る為の事業継続力強化を支援する。・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 <p>2) 小規模事業者に対する具体的な事業継続力強化計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">・連携事業者と共同で、事業継続力強化計画の策定についての個別相談を継続的かつ段階的に実施。策定支援の中で、必要な保険や共済加入等を推進すると共に計画のブラッシュアップを進める。・事業継続力強化計画の策定内容を常に最新の情報へアップデートする為に、小規模事業者への継続的な情報提供を実施する。 <p>3) フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none">・事業継続力強化計画の見直しを促進する為の関連サイトや窓口等の事業紹介を推進する。・事業継続力強化計画の策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。

・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

5) 関係団体等との連携

・当会が属する奈良県商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災株式会社・三井住友海上あいおい生命保険株式会社、及び奈良県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや、共済・損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施。また、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会も実施する。

連携して事業を実施する者の役割

1) 自然災害等の対策として普及啓発、各種制度の情報提供を行う。連携事業者の専門性による最新の情報提供が可能となる。

2) 小規模事業者等が単独で行う「事業継続力強化計画」の保険（共済）加入のリスクファイナンスを実施する事により、自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組を行う。

3) 商工会会員事業者や村内事業者全般に対する労務リスク対策のノウハウ提供をタイムリーに実施する事が可能となる。

4) 商工会事務局の法定経営指導員をはじめとする各職員に対して、最新の保険等に関する基礎知識を提供する事が出来る。

5) 事業継続力強化計画策定に関する対策セミナーの講師、及び個別相談専門家として役割。法定経営指導員等との協働による事業者支援により、より効果的な支援を実現できる。

6) 「リスクファイナンス判断シート」等の労務リスク対策ツールを提供し、事業者自身による自己診断を可能となる。

7) 感染症対策に関する専門的知見の提供が可能となる。

連携体制図等

